令和６年８月１３日

令和５年度補正・令和６年度
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」
申請の手引き　第１期・第２期分　改訂対比表
手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

（下線部改訂箇所）

ページ・項目	改　訂　前	改　訂　後
１２ ３－３	第２期（急速）：令和６年８月（日時未定） （普通）：令和６年８月～ 令和６年９月（日時未定）	第２期（急速）：令和６年８月１９日（月）１３時 ～ 令和６年９月　２日（月）１３時 （普通）：令和６年８月１９日（月）１３時 ～ 令和６年９月１７日（火）１３時

令和６年８月１日

令和５年度補正・令和６年度
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」
申請の手引き　第１期分　改訂対比表
手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

（下線部改訂箇所）

ページ・項目	改　訂　前	改　訂　後
１３３ １２－８	注９：（追記）	なお、必須項目が記載されている購入を証する書類（注文書等）を提出した場合は、実績報告までに（１）電気自動車等の自動車検査証（車検証）の提出が必要です。実績報告までに提出できない場合は、交付決定の取消となります。
１３８ １３－４	注６：（追記）	なお、必須項目が記載されている購入を証する書類（注文書等）を提出した場合は、実績報告までに（１）電気自動車等の自動車検査証（車検証）の提出が必要です。実績報告までに提出できない場合は、交付決定の取消となります。
１４１ １４－２	【申請に必要な書類】 １４-３：（追記）「追加設置」にて申請する場合に必要な書類	【申請に必要な書類】 １４-３：普通充電設備を「追加設置」にて申請する場合に必要な書類
１４１～ １４２ １４－３	１４－３．（追記）「追加設置」にて申請する場合に必要な書類 既に充電設備があ（追記）る場合は、	１４－３．普通充電設備を「追加設置」にて申請する場合に必要な書類 既に充電設備があり、普通充電設備を「追加設置」する場合は、

ページ・項目	改　訂　前	改　訂　後
	注１０：（追記）	なお、必須項目が記載されている購入を証する書類（注文書等）を提出した場合は、実績報告までに（１）電気自動車等の自動車検査証（車検証）の提出が必要です。実績報告までに提出できない場合は、交付決定の取消となります。

令和６年７月８日

令和５年度補正・令和６年度
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」
申請の手引き　第１期分　改訂対比表
手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

（下線部改訂箇所）

ページ・項目	改　訂　前	改　訂　後
１２９～ １３０ １２－４	（追記）	（３）新築の分譲マンションにて管理組合が発足していない場合、管理組合の発足日を確認できる書類を提出してください。 【記載の必須項目】 《作成日》 ・管理組合の発足日を確認できる書類を作成した日付の記載 《申請者名》 ・販売事業者名の記載 《設置場所名称》 ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可） 《発足日》 ・管理組合の発足予定日の記載

令和６年６月２８日

令和５年度補正・令和６年度
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」
申請の手引き　第１期分　改訂対比表
手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

（下線部改訂箇所）

ページ・項目	改　訂　前	改　訂　後
１４ ３－６	第１期（急速）　：令和６年７月中旬 ～ 令和６年８月 （普通）　：令和６年７月中旬 ～ 令和６年８月 第２期（急速）　：令和６年１１月 （普通）　：令和６年１１月 ～ 令和６年１２月中旬	第１期（急速）　：令和６年７月中旬 ～ 令和６年９月上旬 （普通）　：令和６年７月中旬 ～ 令和６年９月上旬 第２期（急速）　：令和６年１１月 （普通）　：令和６年１１月 ～ 令和６年１２月中旬
１５ ３－１１	第１期（急速）　：令和６年１２月２７日（金） （普通）　：令和６年１１月２９日（金） 第２期（急速）　：令和７年１月３１日（金） （普通）　：令和７年１月３１日（金）	第１期（急速）　：令和７年１月３１日（金） （普通）　：令和６年１２月１３日（金） 第２期（急速）　：令和７年１月３１日（金） （普通）　：令和７年１月３１日（金）
１４０ １４－１	（２）充電設備の設置場所は、申請者が所有する事務所・工場等の敷地（注４）内であること。	（２）充電設備の設置場所は、申請者の事務所・工場等の敷地（注４）内であること。
２０９	（追記）	改定　令和６年６月２６日
２１５	（追記）	（附　則） １．この実施細則の制定は、第１４条の審査委員会の審議を経て決定する。 ２．この実施細則は、令和６年６月２６日から適用する。

<table>
<tr><th>ページ・
項目</th><th>改　訂　前</th><th>改　訂　後</th></tr>
<tr><td>２２９
（別表３）</td><td>
<table>
<tr><th>選定区分</th><th>充電設備の種類</th><th>交付申請期間（注１）</th><th>交付決定期間（注１）</th><th>実績報告期限日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">令和６年
第１期</td><td>急速充電設備</td><td rowspan="2">令和6年
5月～6月</td><td rowspan="2">令和6年
7月中旬～
8月</td><td>令和6年12月27日（金）</td></tr>
<tr><td>普通充電設備</td><td>令和6年11月29日（金）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>選定区分</th><th>充電設備の種類</th><th>交付申請期間（注１）</th><th>交付決定期間（注１）</th><th>実績報告期限日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">令和６年
第１期</td><td>急速充電設備</td><td rowspan="2">令和6年
5月17日（金）
～
6月27日（木）</td><td rowspan="2">令和6年
7月中旬
～
9月上旬</td><td>令和7年1月31日（金）</td></tr>
<tr><td>普通充電設備</td><td>令和6年12月13日（金）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

令和６年６月２１日

令和５年度補正・令和６年度

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

申請の手引き　第１期分　改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

（下線部改訂箇所）

ページ・項目	改　訂　前	改　訂　後
１２ ３－３	第１期（急速）：令和６年５月１７日（金）１５時 ～ 令和６年６月１７日（月）１３時 （普通）：令和６年５月１７日（金）１５時 ～ 令和６年６月１７日（月）１３時	第１期（急速）：令和６年５月１７日（金）１５時 ～ 令和６年６月２７日（木）１３時 （普通）：令和６年５月１７日（金）１５時 ～ 令和６年６月２７日（木）１３時

令和６年６月１７日

令和５年度補正・令和６年度

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

申請の手引き　第１期分　改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

（下線部改訂箇所）

<table>
<tr><th>ページ・
項目</th><th>改　訂　前</th><th>改　訂　後</th></tr>
<tr><td>１３
３－４</td><td>・急速充電設備
<table><tr><td>６（注１０）</td><td>目的地、事務所・工場、
共同利用充電拠点</td><td>定格出力１０ｋＷ以上
５０ｋＷ未満</td></tr></table></td><td>・急速充電設備
<table><tr><td>６（注１０）</td><td>（削除）事務所・工場、
共同利用充電拠点</td><td>定格出力１０ｋＷ以上
５０ｋＷ未満</td></tr></table></td></tr>
</table>

令和６年５月３０日

令和５年度補正・令和６年度
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」
申請の手引き　第１期分　改訂対比表
手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

（下線部改訂箇所）

ページ・項目	改　訂　前	改　訂　後
１３２ １２－８	既に充電設備がある場合は、当該マンションの居住者が電気自動車を所有していることを証する以下の書類を「状況等報告」にて（１）～（３）を併せてアップロードし、提出してください。	既に充電設備がある場合は、当該マンションの居住者が電気自動車を所有していることを証する書類として、（１）についてはアップロードし、提出してください。（２）（３）については、「状況等報告」にてアップロードし、提出してください。
１３７ １３-４	既に充電設備がある場合は、当該月極駐車場の契約者が電気自動車を所有していることを証する以下の書類を「状況等報告」にて（１）～（３）を併せてアップロードし、提出してください。 （１）電気自動車等の自動車検査証（車検証）	既に充電設備がある場合は、当該月極駐車場の契約者が電気自動車を所有していることを証する以下の書類として、電気自動車等の自動車検査証（車検証）をアップロードし、提出してください。 （削除）
１３８ １３-４	注７：割賦販売およびリース車両（リース期間１年以上）の場合は除く。　また、所有者が居住者である使用者（血縁者や雇用契約者に限る。）へ貸与している場合は、血縁関係や貸与を証する書類の提出が必要です。	注７：割賦販売およびリース車両（リース期間１年以上）の場合は除く。（削除）

<table>
<tr><th>ページ・
項目</th><th>改　訂　前</th><th>改　訂　後</th></tr>
<tr><td>１４１
１４－３</td><td>既に充電設備がある場合は、当該事務所・工場等が電気自動車を所有していることを証する以下の書類を「状況等報告」にて（１）～（３）を併せてアップロードし、提出してください。

（１）電気自動車等の自動車検査証（車検証）
（注９）
（注１０）
（注１１）</td><td>既に充電設備がある場合は、当該事務所・工場等が電気自動車を所有していることを証する以下の書類として、電気自動車等の自動車検査証（車検証）をアップロードし、提出してください。

（削除）
（注１０）
（注１１）
（注１２）</td></tr>
<tr><td>１４２
１４－３</td><td>注６：
注７：
注８：</td><td>注１０：
注１１：
注１２：</td></tr>
<tr><td>２１９
（別表１－第１期及び第２期）</td><td>・蓄電池付き急速充電設備
<table><tr><td>１５０ｋＷ以上</td><td>高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業のうち、「高速道路ＳＡ・ＰＡ」への設置</td><td>定額
１/１
以内</td><td>１口　５００万円
２口　７００万円
※３口目以降１口当たり
３５０万円加算</td></tr></table></td><td>・蓄電池付き急速充電設備
<table><tr><td>１５０ｋＷ以上</td><td>高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業のうち、「高速道路ＳＡ・ＰＡ」への設置</td><td>定額
１/１
以内</td><td>１口　６００万円
２口　８００万円
※３口目以降１口当たり
３５０万円加算</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>２３２
（別表５）</td><td>【第１期及び第２期における特有の必要添付書類】
①商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業並びにマンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業の申請において、</td><td>【第１期及び第２期における特有の必要添付書類】
①（削除）マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業の申請において、</td></tr>
</table>